

○連結送水管の放水口結合金具の呼称の指定

(平成2年11月30日消防告示第2号)

消防法施行規則(昭和36年4月1日自治省令第6号)第31条第3号の規定に基づき、
連結送水管の放水口結合金具の呼称を次のように指定する

地階を除く階数が11以上の建築物の11階以上の部分に設ける放水口の結合金具の構造は、「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第10号)」に規定する呼称65と呼称50の差し口に適合する双口形のものとする。